

新型コロナウイルス感染症を予防するために

感染経路を絶つ！

①こまめな手洗い、②うがい、③咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）、④人ごみを避ける、できる限り外出を控える

健康管理の徹底！

①十分な睡眠とバランスのよい食事をこころがけ、免疫力を高めましょう。
②室内は適度な湿度を保ちましょう。（50～60%）

3つの“密”にご注意を！

次の3つの条件を避け、集団感染を予防しましょう。

①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発生をする密接場面

新型コロナウイルス感染症にかかったと思ったら

■次のような症状がある方は、「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。（ご不安な場合の相談も可能です。）

- ▶息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ▶重症化しやすい方（※）や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ▶上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

※小児の場合も上記を目安にしてください。（現時点で、小児が重症化しやすいとの報告はありません。）

■相談後、医療機関にかかる時のお願い

- ▶発熱・帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- ▶医療機関を受診する際は、マスク着用、手洗い、咳エチケットの徹底をお願いします。

■相談・受診の前に心がけていただきたいこと

発熱等の風邪症状があるときは、無理をせず学校や会社を休み外出を控えましょう。なお、聴覚に障がいのある方には、相談センターと医療機関が連携し、遠隔手話サービスまたは筆談で対応しますので、安心してご相談ください。また、上記の目安には当てはまらない場合でも、発熱や咳などの症状があり、かかりつけ医を受診されるときは、事前に連絡をしてから受診してください。

人権に配慮した適切な行動を

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、感染した人やその家族、医療機関の関係者、特定の国の人、海外から帰国された人などに対する誹謗中傷や、根拠のない差別的な書込みがインターネット等で広がっています。

ウイルス感染は誰にでも起こり得ることであり、感染した人は社会全体で守るべき対象です。誤った認識や不確かな情報に惑わされ、人を傷つけるような言動をすることはあってはならないことです。

また、このような誤った情報が広がることは、感染が疑われる症状が出て、相談や情報提供をためらってしまうなど、感染拡大防止を妨げる恐れがあります。国や地方自治体が発表する正しい情報に基づいて、人権に配慮した適切な行動をお願いします。

▶不当な差別やいじめ等の相談窓口

法務省 みんなの人権 110 番

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

法務省 子どもの人権 110 番

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

法務省 外国人のための人権相談

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

相談窓口

▶発熱・帰国者・接触者相談センター（米子保健所内）

☎ 31-0029、31-9317（24時間・土日祝を含む）

FAX 34-1392（平日午前8時30分～午後5時15分）

▶厚生労働省電話相談窓口

☎ 0120-565653（午前9時～午後9時・土日祝を含む）

▶受診したほうが良いかどうか迷ったら

とっとりおとな救急ダイヤル（15歳以上） #7119

とっとり子ども救急ダイヤル（14歳まで） #8000

（平日午後7時～翌午前8時・土日祝午後8時～翌午前8時）

相談窓口（市役所内）

▶新型コロナウイルス感染に関すること（健康対策課）

☎ 23-5452 FAX 23-5460

▶新型コロナウイルスの影響による個人の生活上の困りごとに関する相談（福祉課）

☎ 23-5151 FAX 23-5550

▶特別定額給付金等に関すること（福祉政策課）

※くわしくは裏表紙をご覧ください。

☎ 23-5585 FAX 23-5460

▶新型コロナウイルスの影響による企業に向けた経済対策・雇用等に関すること（経済戦略課）

☎ 23-5216 FAX 22-6106

※受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日、祝日を除く）

米子市職員の人事に関する運営状況をお知らせします

令和元年度における米子市職員の人事に関する運営状況の概要は次のとおりです。(臨時職員・非常勤職員などに係るものと、別途広報などでお知らせしている給与と職員数に係るものを除きます。)[(その他公表事項)]の内容など、くわしくは職員課(☎23-5344、Eメール:shokuin@city.yonago.lg.jp)にお問い合わせください。

区 分	内 容					
職員の任免に関する状況	(1) 採用の状況	(R元年度)				
		区 分	競争試験	選 考		
	一般事務	27人	17人			
	社会福祉主事	4人	—			
	土木	1人	2人			
	建築	1人	—			
	機械	1人	—			
	(2) 退職の状況	定年退職 17人、早期退職募集制度による退職 2人、任期満了・派遣 17人、その他 10人				
	(その他公表事項) 異動の状況					
職員の勤務時間、その他勤務条件の状況	(1) 勤務時間	標準的なもの	正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
			1週間当たり 38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時
		※午前5時から午後10時までの間における勤務時間の割振変更制度あり。				
	(2) 年次有給休暇の取得状況	(市長部局、議会事務局、その他委員会事務局)				
	区 分	R 1				
	1人あたり平均使用日数	12日6時間				
	使用率(総使用日数/総付与日数)	34.8%				
	(水道局)					
	区 分	R 1				
	1人あたり平均使用日数	15日				
	使用率(総使用日数/総付与日数)	37.7%				
(3) 育児休業の取得状況	承認件数	区 分	R 1			
		新規	21件			
		期間延長	4件			
	(その他公表事項) 時間外勤務及び休日勤務等の状況、特別休暇等の状況、旅費制度の概要					
職員の分限・懲戒処分の状況(処分件数)	【分限処分】	区 分	R 1	【懲戒等処分】	区 分	R 1
		降 任	1		免 職	0
		休 職	4		停 職	1
					減 給	0
					戒 告	0
					訓 告	1
					□頭嚴重注意	5
職員の営利企業等従事許可の状況(許可件数)	区 分	R 1				
	営利企業等役員を兼ねること	0				
	私企業(農業含む。)を営むこと	0				
	報酬を得て事務従事すること	7				
職員の研修・勤務成績の評定の状況	研修の状況	【市が実施するもの】 人権問題研修、メンタルヘルス研修、派遣(市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所ほか)研修等				
		【鳥取県職員人材開発センター】 階層別(新任係長、新任課長等)研修、実務(企画力向上、危機管理)研修等				
	(その他公表事項) 人事評価の状況					
職員の福祉・利益の保護の状況	健康診断の状況	定期健康診断、人間ドック、がん(胃、肺、大腸)検診、婦人検診他				
	(その他公表事項) 福利厚生状況、利益の保護の状況					
公平委員会の業務の状況	勤務条件に関する措置の要求… 0件		不利益処分に関する不服申し立て… 0件			